

奈良県告示第三百八十七号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を奈良県指定史跡に指定する。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

名称	所有者・住所	地域
下ツ道	国土交通省（奈良国道事務所） 奈良市大宮町三丁目五番一―号 大和郡山市 大和郡山市北郡山町二四八番地の 四 天理市 天理市 天理市川原城町六〇五番地	大和郡山市八条町の一部及 び天理市南六条町の一部 （次の指定範囲図のとおり）

「次の指定範囲図」は、省略し、その図面を奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課、奈良国道事務所管理課、大和郡山市都市建設部まちづくり戦略課及び天理市教育委員会文化財課に備え置いて一般の縦覧に供する。